

夢をかなえる企業応援補助金

中小企業の皆様の創業や新たな産業・雇用の創出を支援します！

【店舗取得・増改築】

○補助率：取得費、増改築費の3%以内

○補助限度額：新築 500万円（千円未満切捨て）
建売、増改築 500万円（千円未満切捨て）
中古、増改築 300万円（千円未満切捨て）

【店舗賃借料】

○補助率：1/2以内

○補助限度額：月額10万円（千円未満切捨て）

○補助期間：2年間

◆補助対象者

- 妙高市内で中小企業を営むかた（法人、個人事業主ともに可）
- 妙高市内で創業するかた（法人の設立、個人事業主ともに可）
- ※個人事業主は住所地も妙高市内のかた ※政治や宗教等、一部の業種を除きます
- 新井商工会議所、妙高高原商工会、妙高商工会（以下「商工会議所等」）いずれかの会員であるかた（または速やかに会員となるかた）
- 市税を滞納していないかた
- 当該店舗等の所有者及び所有者の2親等以内の親族のかたは除きます
- 3年以上営業を継続することを条件に交付します

◆対象経費

<店舗取得・改修>

	新築物件 ※土地含む	建売物件 ※土地含む	中古物件 ※土地含む
補助率	取得費の3%以内	取得費及び増改築費の3%以内	
限度額	500万円		300万円
雇用加算	新規雇用（妙高市民）1人につき10万円を加算（最大10人）		

<店舗賃借料>

補助期間	2年間
補助率（限度額）	1/2以内（10万円/月）

※店舗等併用住宅における店舗取得・改修経費は見積書をもとに算出します

※店舗等併用住宅における店舗等賃借料経費は、面積按分により算出します

※詳しくは「妙高市夢をかなえる企業応援補助金交付要綱」をご確認ください。

**【受付期間】 令和4年 4 月 1 日（金）から
令和4年 11月30日（水）まで**

※受付順に審査を行い、交付の可否をお知らせいたします。

※予算額に達した時点で受付を終了する予定です。また、状況によっては期間が変更になる可能性があります。

【受付時間】 平日 8 時 30 分～12 時、13 時～17 時

【受付場所】 妙高市役所 2階 観光商工課

【手続きの流れ】

- 1 補助金交付申請書を提出する
※新築または増改築は着工まで、建売・中古または賃借は契約後30日以内
■補助金交付申請書（別記様式第1号）
※商工会議所等から、会員の証明を受けてください（商工会議所等の証明）
■事業計画書（別記様式第2号）
■収支予算書（別記様式第3号）
■工事請負契約書の写し（新築、増改築）
■売買契約書の写し（建売・中古、土地取得）
■案内図・平面図（増改築の場合は工事個所・面積が分かるもの）
■見積書（新築・建売、増改築）
■賃貸借契約書の写し（賃借）
■現況写真
■常用労働者名簿（該当する場合）
- 2 市から補助金交付決定が通知される
- 3 補助事業に着手
- 4 補助事業完了後、実績報告書を提出する
※営業開始から1月以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日まで
■補助金実績報告書（別記様式第7号）
■領収書の写し
■登記事項証明書（取得・増改築）
■着前・完成写真
■他補助金の決定通知書の写し（該当する場合）
■建築基準法等の許可書または届出書の写し（必要な場合）
■新規常用労働者の雇用保険加入証の写し（該当する場合）
- 5 市から補助金額の確定が通知される
- 6 補助金の請求書を提出する
- 7 市から補助金が振り込まれる

【お問合せ・申請書提出先】

〒944-8686 妙高市栄町5番1号

妙高市役所 観光商工課 商工振興グループ

電話 0255-74-0019 FAX 0255-73-8206

ホームページURL：<https://www.city.myoko.niigata.jp/home.html>

E-mail アドレス：kankoshoko@city.myoko.niigata.jp